

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	水戸田地区 (水戸田、生源寺、市井、若林、竹鼻、開口、藤巻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積率が95%と市内でも集積が進んでいるモデル地区の一つであるが、水戸田や生源寺で基盤整備を終えた大区画ほ場が広がる一方、他地域では区画が小さく、耕作条件の悪いほ場も存在する。
また、定年延長による労働力不足や担い手の高齢化が進んでいることに対して不安を抱える営農組織も存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

4つの担い手の下に集積されており、今後は農業用機械の共同利用、生産資材の共同購入などの広域連携活動を進め、連合体法人の設立を検討する。
また、主穀作の生産に取組むほか、「儲かる農業」を目指すため、射水市アグリテックバレー構想に基づく食香バラ®やサツマイモ等、高収益作物の産地化を図る。
さらには、田植えや泥んこ遊びなどを通じて、子どもたちへの農業に対する関心を高めるとともに、将来の担い手確保につながるような地域ぐるみの行事を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	205 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・すでにほとんどの方が農地中間管理機構を活用しているが、活用していない方については現在の利用権設定の期間満期に併せて農地中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上等を図るため、基盤整備の進んでいない地区については、ほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、技術指導や連合体法人設立などの支援を行っている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③給排水の自動化や自動操舵システム付きの田植え機などを活用し、作業の省力化、効率化に向けたスマート農業の導入に取り組む。
 ⑤当地区ではマスカット栽培が行われており、樹園地の維持を行う。
 ⑦多面的機能支払交付金の活用により、農地、水路等の保全管理を行う。
 ⑩射水市アグリテックバレー構想に基づき取組む食香バラ®やサツマイモの生産について、更なる産地化を目指す。